

光市記者発表資料

令和7年6月30日

件名

第75回“社会を明るくする運動”街頭啓発について

内容

1 目的

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする、全国的に展開する運動です。法務省が主唱し、7月を“社会を明るくする運動”の強調月間としています。

また、7月は、こども家庭庁が主唱している「青少年の被害・非行防止全国強調月間」であることから、本市ではこの2つの運動の連携を図り、市内の店舗前で街頭啓発を行います。

2 統一実施日

日時：令和7年7月8日（火） 日中

場所：市内各地域の9店舗前で、30分程度、地域のコミュニティ関係者や更生保護団体等が啓発物品等の配布による啓発を行います。

店舗：マックスバリュ室積店、アルク光井店、アルク光店（ベスト）、
秋本勇商店、ゆーぱーく光、クスリ岩崎チェーン光小周防店、
マルキユウ岩田店、里の厨

※時間等の詳細は下記担当までお問い合わせください。

※「里の厨」は、7月12日（土）午前10時から行います。

【重点啓発】

光市推進委員会委員長、高校生「社明大使」、保護司会長、更生保護女性会長、光警察署長、推進委員会委員、コミュニティセンター関係者等が参加して実施予定

日時：令和7年7月8日（火）午後5時～5時30分

場所：マックスバリュ浅江ショッピングセンター（店頭）

3 啓発内容

啓発物品（ビスケット、ティッシュ）等の配布による呼び掛け

4 主 催

第75回“社会を明るくする運動”光市推進委員会

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

5 参 加 者

市内高校生「社明大使」、光市推進委員会（市長、更生保護関係者、光警察署長、青少年健全育成地区会議、コミュニティセンター関係者）、光市

担 当

光市 環境市民部 人権推進課 人権推進係（事務局）

担当：田原

電話：0833-72-1459